

通達甲（総. 情. 企1）第9号

平成21年8月7日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁ポータルシステム運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁ポータルシステム運用要綱を制定し、平成21年8月11日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

警視庁情報管理システムの整備拡充により、職員が集約された情報を活用することを可能とした全庁的な情報通信基盤である警視庁ポータルシステムを構築することに伴い、同システムの運用管理の適正を図るため要綱を制定するものである。

第2 制定の要点

- 1 警視庁ポータルシステムの安全性を確保するため、メールアドレス等の管理について定めた。
- 2 警視庁ポータルシステムの機能を適正かつ円滑に活用するため、運用上の留意事項等について定めた。
- 3 警視庁ポータルシステムに関する知識及び活用技術の向上を図るための教養等について定めた。

別添

警視庁ポータルシステム運用要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁ポータルシステムを適正かつ円滑に運用するために必要な事項について定めることを目的とする。

第2 準拠

警視庁ポータルシステムの運用管理については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号。以下「セキュリティ規程」という。）、警視庁情報管理シ

システム運用要綱（平成18年4月14日通達甲（副監．総．情．企1）第8号）その他別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 個人メール ユーザのあて先を指定してデータを送受信する機能を有するものをいう。
- 2 個人キャビネット ユーザごとに設けられたデータを格納する電子計算機上の領域をいう。
- 3 掲示板 ユーザ全般に対する周知事項、特定のユーザに対する連絡事項等目的に応じた情報を掲示するものをいう。
- 4 メールアドレス 個人メールの機能を利用する際に、通信相手を特定するためのあて先で、英数字の組合せからなる文字列をいう。
- 5 ユーザ 警視庁ポータルシステムにより提供される機能を利用するためのアクセス権限を有する者をいう。
- 6 不正アクセス 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセス行為その他の不正な手段により、ユーザ以外の者が行うアクセス又はユーザが行う権限外のアクセスをいう。
- 7 誤送信 個人メールのあて先を誤り、送信することをいう。
- 8 メールボックス ユーザごとに設けられた送受信データを格納する電子計算機上の領域をいう。

第4 機能

警視庁ポータルシステムの機能は、次のとおりとする。

- 1 個人メールによる情報の伝達
- 2 個人キャビネットによる情報の保存
- 3 掲示板による情報の掲示
- 4 その他事務の効率化及び情報の共有化を図るため必要と認められる機能

第5 安全対策

- 1 メールアドレスの管理
 - (1) 情報管理課長は、メールアドレスを必要な職員に付与するものとする。
 - (2) ユーザは、各自でメールアドレスの管理の適正に努めるものとする。
- 2 不正アクセスの防止
 - (1) アクセス履歴の記録等

情報管理課長は、不正アクセスを防止するため、必要に応じてプログラム及びデータに対するアクセス履歴を記録し、及び保管するものとする。

(2) 不正アクセスの防止措置

情報管理課長は、不正アクセスの疑いがあると認めた場合は、直ちに事実の調査を行うとともに防止措置を講ずるものとする。

第6 システムの管理運用

情報管理課長は、警視庁ポータルシステムを維持するために必要な各機能の点検及び確認、個人キャビネット等の定期的なデータの削除等を実施し、同システムの適正な管理運用に努めるものとする。

第7 システムの利用

1 個人メールの利用

ユーザは、個人メールの利用に関しては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 件名は、内容、重要度等を判断できるように簡潔で分かりやすいものにする。
- (2) あて先は、必要最小限にとどめるとともに、送信前に再確認するなど誤送信の防止に努めること。
- (3) データを送信する場合は、その容量が規定値以下であることを確認してから行うこと
- (4) メールボックスは、その容量に制限があることから、不要なデータを削除すること。

2 個人キャビネットの利用

ユーザは、個人キャビネットの利用に関しては、その容量に制限があることから、不要なデータを削除するように努めるものとする。

3 掲示板の利用

ユーザは、掲示板の利用に関しては、機能ごとに利用できる範囲が定められていることから、それらの要件を考慮した上で適正に運用するものとする。

第8 情報の分類

セキュリティ規程第5条第2項の規定に基づく警視庁ポータルシステムにおいて取り扱われる情報の分類及び管理の基準は、機密性中、完全性低及び可用性低とする。

第9 他のシステムとの接続

情報管理課長は、警視庁ポータルシステムと他のシステムとを接続する場合は、有効性の向上と安全性の確保に配慮するとともに、システム相互の機能的な運用の確保に努めるものとする。

第10 教養等

- 1 情報管理課長は、警視庁ポータルシステムに関する知識及び活用技術の向上を図るための教養を随時行うとともに、ユーザからの質疑の内容を定期的に分析し、ユーザ支援のための諸対策を講ずるものとする。
- 2 所属長は、安全性に配慮し、警視庁ポータルシステムの効果的な活用を図るものとする。